

千葉市自転車等駐車対策協議会公募委員選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市附属機関の委員の公募に関する要綱第3条の規定により、千葉市自転車等駐車対策協議会委員のうち公募委員の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募委員の数は、2人とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、応募日において次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 一年以上継続して市内に在住、在勤又は在学している者
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でない者
- (3) 本市の市議会議員又は職員でない者
- (4) 年齢が18歳以上の者
- (5) 放置自転車等自転車の施策に関心がある者

(応募期間)

第4条 募集期間は、1か月とし、別に定める。

(応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面及び小論文を提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別及び電話番号
- (2) 応募理由

2 前項の小論文は、次に掲げるものとする。

- (1) テーマ：別に定める。
- (2) 文字数：800文字以内
- (3) 使用言語：日本語

3 提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 自転車政策課へ持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

4 第1項の提出書類は、応募者に返却しないものとする。

5 第1次審査として小論文、第2次審査として面接を行うものとする。

(選考委員会)

第6条 公募委員の選考を行うため、建設局に千葉市自転車等駐車対策協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。また事務局は自転車政策課内に置く。

2 選考委員会の委員は、道路部長、建設総務課長及び自転車政策課長をもって組織する。

3 選考委員会に委員長を置き、道路部長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考方法)

第7条 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき公募委員を選考するものとする。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は、書面により応募者全員に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、建設局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行する。